

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和5年度 京浜港監督補助業務 横浜港の対象工事現場(調査現場を含む) 他 R5.4.3～R7.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	227,282,000	215,600,000	94.9%	
令和5年度 川崎港監督補助業務 川崎港の対象工事現場 R5.4.1～R7.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(株)ポルテック 東京都千代田区内神田1-8-1	5010401047320	一般競争入札 (総合評価)	155,870,000	148,500,000	95.3%	
令和5年度 川崎港発注補助業務 川崎港の対象工事現場 R5.4.3～R6.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	78,441,000	74,030,000	94.4%	
令和5年度 川崎港施工状況確認補助業務 川崎港の対象工事現場 R5.4.1～R6.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	609,345,000	578,600,000	95.0%	
令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設維持補修工事等 横浜市中区本牧ふ頭1番1地先 他 R5.4.1～R6.3.31 港湾土木工事	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	信幸建設(株) 東京都千代田区神田司町2-2-7	1010001018642	一般競争入札 (総合評価)	163,251,000	151,800,000	93.0%	
令和5年度 川崎港設計・調査資料作成業務 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R5.4.3～R6.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(一財)港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞ヶ関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	113,762,000	108,020,000	95.0%	
令和5年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全管理業務 川崎市川崎区東扇島 航行安全情報管理室 R5.4.1～R6.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1閣内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	一般競争入札 (総合評価)	58,762,000	58,718,000	99.9%	
令和5年度 川崎港臨港道路建設資材価格等調査 横浜市西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R5.4.13～R6.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.13	(一財)経済調査会 東京都港区新橋6丁目17番15号	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	10,450,000	9,570,000	91.6%	
令和5年5月分該当なし									
令和5年6月分該当なし									
令和5年度 横浜港本牧ふ頭地区用地測量業務 本牧地区 横浜市中区本牧ふ頭1番362、1番363、1番432及び1番16 R5.7.14～R5.10.13 測量・調査	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.7.14	(株)マドック 宮城県大崎市古川江合錦町二丁目1番3号	2370201000561	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	33,440,000	28,600,000	85.5%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名 並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を 締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした 会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再就職 の役員 数	備 考
令和6年3月分該当なし										

令和5年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 京浜港貸付国有港湾施設定期点検業務

本件は、下記の理由により、国際航業株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港及び川崎港の貸付国有港湾施設に対して適切な維持管理を行うため、維持管理計画書に基づく点検診断を行うものである。

本業務の点検診断対象には、気象・海象・潮位条件により立入制約を受ける栈橋構造の施設や広範囲な荷さばき施設、水中部部材のため劣化状況の把握が難しい部材等がある。また対象施設は全て供用中のコンテナターミナルであるため、運用に妨げないよう厳しい時間的制約の中で点検診断作業を実施しなければならない状況であり、より効率的で経済的に実施できる新しい点検技術が必要である。

よって、従来の点検診断方法にとらわれず、維持管理に関する専門的な知見を有する者から「費用対効果が期待される効果的かつ効率的な点検診断技術の活用」の技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

国際航業株式会社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、国際航業株式会社と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 横須賀港浦郷地区1護岸他設計等業務

本件は、下記の理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約致したい。

記

本業務は、横須賀港浦郷地区の浦郷地区1護岸及び大島工業護岸の復旧を目的に、構造検討を行うための測量業務及び土質調査業務、設計業務を行うものである。

検討の対象である浦郷地区1護岸については、昭和20年以前から存在している施設であり、設計資料や構造の詳細が不明な状態である、大島工業護岸については当時の施設の貸付相手方により平成3年度に建設が完了した施設であり、基本構造の検討資料は確認できるが構造の詳細については不明な状態である。

また、検討対象施設の位置・現況は地形狭長な土地にあり、施設の北側は工場敷地、南側は海面に接しているとともに浅場が存在している状況である。

本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計、施工に関する知見はもとより、施工上の各種制約条件への配慮など総合的な視点で取り組むことが必要である。

よって、港湾構造物の設計、施工に関する知見を有する者から、「構造諸元の検討から決定を行ううえでの着眼点について」技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線技術評価業務

本件は、下記の理由により、沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線事業における橋梁構造における技術的な検討を行うとともに、橋梁技術・施工検討会の運営を行うものである。

主橋梁部は大型船舶が航行する京浜運河を渡河するため、大きな桁下空間を確保する必要がある一方、東京国際空港(羽田空港)の航空制限(制限表面)により低主塔かつ径間長が国内最大クラスの斜張橋である。本橋のこのような地理的要因、構造上の特徴を踏まえ、設計上の要求性能を満たすことが重要である。

以上から、課題を適切に把握し合理的に解決する専門的な技術が必要であり、同様な事業の建設事例等を踏まえたうえで、多岐にわたる技術的知見も必要となる。

よって、本業務は、技術提案を求め、特記仕様書に提案を反映し本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、沿岸技術研究センター・大日本ダイヤコンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

令和5年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務

本件は、下記の理由により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。

本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。

よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「工事中の航行安全確保を検討する上での着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会 と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 横浜港国際海上コンテナターミナル再編整備事業建設技術検討業務

本件は、下記の理由により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港コンテナターミナル再編整備事業において整備を行う港湾施設について、設計の考え方や施工の経緯とともに現場条件への対応を明確にし、港湾施設の維持管理や建設技術の継承に寄与する資料として体系的にとりまとめるものである。

本業務の実施にあたっては、事業箇所における特色(水深・地盤・波浪・地震・航行安全・対象船舶・荷役機材等)から設計や施工に反映した技術的課題について内容を理解し、工学的な知見や考察を加え複数の成果より技術的な着目点を見出し、体系的なとりまとめを行うためには、港湾施設の整備について調査・設計・施工に熟知していることが求められるなど多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。

よって、高度な知識と豊かな経験を有する者から「建設技術の継承に寄与する資料を体系的に取りまとめる上での着目点について」技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

一般財団法人沿岸技術研究センターは、本事業実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人沿岸技術研究センターと随意契約致したい。

令和5年度

別紙2-6

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 川崎港臨港道路東扇島水江町線整備効果検討業務

本件は、下記の理由により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線整備事業における整備効果について、検討を行うものである。

臨港道路の整備効果の検討にあたっては、交通量推計及び整備効果評価に精通していることが必要となり、専門的な技術が必要である。また、当事業箇所周辺の開発計画の動向、現況の交通状況や道路利用状況の変化等の多岐にわたる知識も必要となる。

よって、「当該事業箇所における交通状況を反映し、現況再現性の高い交通量推計を行うための具体的な検討手法について」について、技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待出来る。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注する事とした。

八千代エンジニアリング株式会社は、本事業実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約致したい。

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 令和5年度 横浜港本牧地区岸壁クレーン基礎他細部設計

本件は、下記の理由により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、横浜港本牧地区D5岸壁改良にかかるクレーン基礎構造検討、クレーン基礎上部工細部設計、実施設計及び防舷材取付の検討を行うものである。

検討の対象である横浜港本牧地区D5岸壁は、耐震強化岸壁であり、対象船舶及びガントリークレーンの大型化に対応するための改良工事が現在行われている。

本業務で設計する対象範囲は、D5岸壁と連続するD4岸壁との境界部であり、対象範囲を除いた岸壁が供用されるなかでの施工が想定されることから、施工における制約条件を確認し設計に反映させる必要がある。

また、D5岸壁とD4岸壁の設計条件は、設計対象とする船舶及びガントリークレーンなどの諸元が異なることから、岸壁に求める要求性能の違いを理解した上で設計を行う必要がある。

以上のことから、本業務の遂行にあたっては、港湾構造物の設計、施工に関する知見はもとより、施工上の各種制約条件への配慮や、岸壁に求める要求性能の違いを理解するなど総合的な視点で取り組むことが必要である。

よって、港湾構造物の設計、施工に関する知見を有する者から、「岸壁のクレーン基礎構造検討、クレーン基礎上部工細部設計及び実施設計を行う上での留意点」技術提案を募り、優れた提案を仕様反映することにより優れた成果を期待することができる。

したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。

日本海洋コンサルタント株式会社は、本事業実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においてもっとも優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、日本海洋コンサルタント株式会社と随意契約致したい。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
令和5年度 京浜港湾クラウドサービスの運用・保守一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(株)EARTHBRAIN 東京都港区六本木1丁目6番1号	4010401134284	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-1のとおり	13,200,000	13,200,000	100.0%		
令和5年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	東亜建設工業(株)横浜支店 横浜市中区太田町1-15	3011101055078	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-2のとおり	1,537,118,000	1,536,700,000	100.0%		
土地使用料(東扇島)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-5	6010001008770	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-3のとおり	37,696,296	37,696,296	100.0%		
土地使用料(袖ヶ浦)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	(株)ダイトーコーポレーション 東京都港区芝浦2-1-13	7010401016637	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-4のとおり	57,123,000	57,123,000	100.0%		
土地使用料(富津)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.3	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝淵3-13-34	-	予決令第99条第16号	14,686,020	14,686,020	100.0%		
令和5年度 横浜港本牧地区岸壁(-16m)(改良)他改良等工事設計内容確認業務一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.4.26	(株)日本港湾コンサルタント 東京都品川区西五反田8-3-6	1010701012473	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-5のとおり	1,683,000	1,683,000	100.0%		
令和5年5月分該当なし										
土地使用料(本牧ふ頭)(その2)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.6.12	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	922,740	922,740	100.0%		
土地使用料(富津)(その2)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.6.21	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝淵3-13-34	-	予決令第99条第16号	14,290,620	14,290,620	100.0%		
令和5年度 横浜港本牧地区岸壁(-16m)(改良)他改良等工事設計内容確認業務(その2)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.7.27	(株)日本港湾コンサルタント 東京都品川区大崎1-11-2	1010701012473	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-6のとおり	1,540,000	1,540,000	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その3)一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.8.8	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	9,216,592	9,216,592	100.0%		
令和5年度 京浜港湾事務所港湾施工管理システム機器移設他業務一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.8.28	(株)日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	7010001008844	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-7のとおり	1,749,000	1,430,000	81.8%		

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
土地賃貸借料(南袖ケーソンヤード) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.9.8	(株)ダイトーコーポレーション 東京都港区芝浦2-1-13	7010401016637	会計法第29条の3第4項 理由は別紙4-8のとおり	79,098,750	79,098,750	100.0%		
土地使用料(富津)(その3) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R5.9.27	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝淵3-13-34	-	予決令第99条第16号	14,290,620	14,290,620	100.0%		
土地使用料(南本牧) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R5.9.29	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	105,489,720	105,489,720	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その4) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R5.10.31	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	1,540,392	1,540,392	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その5) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R5.11.27	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	1,540,392	1,540,392	100.0%		
土地使用料(富津)(その4) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R5.12.8	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝淵3-13-34	-	予決令第99条第16号	9,527,080	9,527,080	100.0%		
令和6年1月分該当なし										
土地使用料(本牧ふ頭)(その9) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.2.8	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	7,700,000	7,700,000	100.0%		
土地使用料(本牧ふ頭)(その10) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.2.29	横浜市 横浜市中区本町6丁目50番地の10	-	予決令第99条第16号	4,546,248	4,546,248	100.0%		
土地使用料(富津)(その6) 一式	分任支出負担行為担当官 京浜港湾事務所長 京浜港湾事務所 横浜市中区新港1-6-1	R6.3.1	千葉県木更津港湾事務所 千葉県木更津市貝淵3-13-34	-	予決令第99条第16号	4,746,487	4,746,487	100.0%		

令和 5 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和 5 年度 京浜港湾クラウドサービスの運用・保守

本件は、下記の理由により株式会社 EARTHBRAIN と随意契約致したい。

記

本件は、港湾整備 BIM/CIM クラウドシステムを運用するためのクラウドサービス（サーバーの利用・保守、及びソフトウェアライセンス）の契約を行うものである。

本システムは、令和 2 年度から構築を開始して、概ね 5 年間での完成を計画しているもので、令和 2 年度に基本システムを構築し、「株式会社 EARTHBRAIN」（旧：株式会社ランドログ）のクラウドサービスにより、試験運用を開始している。

また、本システムは、既存のアプリケーションソフトである Navisworks (Autodesk 製)、Forge (Autodesk 製)、Navis+ (CTC 製)、ILSim (CTC 製) 等をカスタマイズして構築していることから、前述したアプリケーションソフトのカスタマイズおよび搭載が可能なクラウドサービスが必要となる。

「株式会社 EARTHBRAIN」は、国内で唯一、上記、アプリケーションソフトのカスタマイズと運用が可能なクラウドサービスを提供している会社である。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、株式会社 EARTHBRAIN と随意契約するものである。

令和 5 年度

京 浜 港 湾

随 意 契 約 理 由 書

(件 名) 令和 5 年度 横浜港新本牧地区工事安全管理等業務

本件は、下記の理由から、東亜建設工業（株）横浜支店 と随意契約致したい。

記

横浜港新本牧ふ頭建設事業の航行安全対策については、2018（平成 30）年 12 月に学識経験者、海事関係者、海上保安庁、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地方整備局」という。）及び横浜市港湾局からなる「横浜港新本牧ふ頭整備に係る船舶航行安全対策調査検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置して検討を行ったが、この中で、海事関係者及び海上保安庁から当該工事の安全と一般航行船舶等の安全を確保するための対策として、「警戒船の運用」、「工事用作業船の運航管理」、「工事作業情報の周知および保安応急等」について総括的に管理運用する体制を図ることを強く要請された。

当該工事が長期間にわたり船舶航行の輻輳区域で行われることから、この要請を受け、本事業の共同事業者である関東地方整備局と横浜市港湾局が、事業者（発注者）と請負者の代表者からなる「新本牧ふ頭建設工事連絡協議会」及び「航行安全連絡協議会連合会」を設置し、2019（令和元）年 5 月の検討会議において、同連合会事務局が総括的な安全管理を実施することで了承され、工事中の安全対策の了解が得られた。

こうした背景を踏まえ、令和元年 12 月 19 日に関東地方整備局と横浜市で「横浜港新本牧ふ頭建設工事に伴う船舶航行安全管理に係る協定書」（令和元年 12 月 19 日付け、港湾政第 931 号、横浜市港湾局回答）（以下、「協定書」という。）を取り交わし、令和 2 年度から、協定書に従って当該工事の安全管理業務を共同で実施しているところである。

本業務は、関東地方整備局と横浜市が行う新本牧ふ頭建設工事の安全と一般航行船舶の安全を確保することを目的とし、情報管理、警戒管理、施設維持管理及び運航管理を行い、有効かつ適切な安全管理が総括的に機能するよう、協定書に基づいて関東地方整備局と横浜市が共同で実施しているものであり、契約については横浜市が指名競争入札方式にて入札し、先行して契約することから、関東地方整備局はこの契約先である東亜建設工業（株）横浜支店と契約するものである。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、東亜建設工業（株）横浜支店と随意契約するものである。

令和 5 年度

京浜港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (東扇島)

本件は、下記の理由により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、川崎港東扇島地区において実施中の川崎港東扇島水江町地区臨港道路整備事業にて使用する作業ヤードの借上を行うものである。

当該事業の東扇島地区における作業ヤードは、限られた工期の中で速やかに事業を進めるため、事業用地と隣接していることが必須である。上記の条件をもとに作業ヤードとして適切な物件を調査したところ、三菱UFJ信託銀行株式会社の当該物件以外に適切な物件はなかったため、三菱UFJ信託銀行株式会社を特定した。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、三菱UFJ信託銀行株式会社と随意契約することとする。

令和 5 年度

京浜港湾

随意契約理由書(件名) 土地使用料(袖ヶ浦)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和 4 年度横浜港新本牧地区護岸（防波）A 築造工事において HB ケーソン及び RC ケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HB ケーソン及び RC ケーソンの製作作業を行う場所として大型構造物の製作が可能であり、かつ、3,000t 級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和5年度 横浜港本牧地区岸壁 (-16m) (改良) 他
改良等工事設計内容確認業務
2. 履行場所 : 京浜港湾事務所
3. 契約の相手方 : 名 称 株式会社日本港湾コンサルタント
住 所 東京都品川区西五反田8-3-6 TK五反田ビル
4. 随意契約法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、横浜港本牧地区岸壁 (-16m) (改良) 他改良等工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

(2) 理由

本業務は、前述のとおり設計を担当したコンサルタントが「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

株式会社日本港湾コンサルタントは、過年度に当該工事に係る設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには株式会社日本港湾コンサルタントが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和5年度 横浜港本牧地区岸壁(-16m) (改良) 他
改良等工事設計内容確認業務 (その2)
2. 履行場所 : 京浜港湾事務所
3. 契約の相手方 : 名 称 株式会社日本港湾コンサルタント
住 所 東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
4. 随意契約法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、横浜港本牧地区岸壁(-16m) (改良) 他改良等工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

(2) 理由

本業務は、前述のとおり設計を担当したコンサルタントが「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

株式会社日本港湾コンサルタントは、過年度に当該工事に係る設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには株式会社日本港湾コンサルタントが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、株式会社日本港湾コンサルタントと随意契約するものである。

令和5年度

京浜港湾事務所

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 令和5年度 京浜港湾事務所港湾施工管理システム機器移設他業務

本件は、下記の理由により (株)日立製作所 横浜支店 と随意契約致したい。

記

本業務は、京浜港湾事務所庁舎移転に伴い、港湾空港関係部署において全国的に運用している港湾施工管理システムを現在の庁舎から移転先の庁舎へ移設するものである。

当該業者は今回移設するシステム機器を設置するとともに保守契約業者である。本業務の実施に当たり、保守契約業者以外の者が機器の移設・設定等作業を行う事は、機器保守の責任の一貫性がなくなる上、障害発生時の迅速な復旧対応が非常に困難となる。

以上の条件により、本業務を遂行できるのは機器を設置し保守を行っている(株)日立製作所において他にはない。

よって会計法第29条の3第4項に基づき、本件業務を(株)日立製作所 横浜支店と随意契約するものである。

令和 5 年度

京浜港湾

随意契約理由書(件名) 土地賃貸借料 (南袖ケーソンヤード)

本件は、下記の理由により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約致したい。

記

本件は、令和 4 年度横浜港新本牧地区護岸(防波) A 築造工事、令和 4 年度横浜港新本牧地区護岸(防波) 本体工事及び令和 4 年度 横浜港新本牧地区護岸(防波) 本体工事 (その 2) において HB ケーソン及び RC ケーソンを製作するにあたり、そのヤードとして株式会社ダイトコーポレーションより借り上げるものである。

東京湾内における当該工事实施地区周辺において、HB ケーソン及び RC ケーソンの製作作業を行う場所として大型構造物の製作が可能であり、かつ、3,000t 級以上の起重機船での浜出しが可能となる適地を調査したところ、数カ所の候補地があったところであるが、そのうち、借地に対応出来る土地は、株式会社ダイトコーポレーションが南袖物流ターミナルとして管理する当該土地以外になかった。

よって、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、株式会社ダイトコーポレーションと随意契約することとする。